

令和 8 年度緑の募金運動実施要綱

(名称)

第 1 条 この運動は、刈谷市における令和 8 年度緑の募金運動と称する。

(主旨)

第 2 条 緑の募金運動を実施することにより全市民に緑化意識の普及を徹底するとともに、学校、職場、公園等の環境緑化の整備を図り、緑化推進都市にふさわしい緑につつまれたまちづくりに寄与するものである。

(募金目標)

第 3 条 目標とする募金額は、実績等を勘案して 5, 6 0 0, 0 0 0 円とする。

(募金期間)

第 4 条 募金運動の実施期間は令和 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日までとする。

(募金の種類)

第 5 条 募金の種類は、地区募金、学校募金、職場募金及び街頭募金等とする。

(募金運動の実施)

第 6 条 募金運動は、刈谷市緑化推進協議会が募金協力団体の協力を得て実施する。

(募金の協力団体等)

第 7 条 募金の協力団体は、刈谷市内の次の者とし、要請をするものとする。

- (1) 自治連合会
- (2) 小・中学校、特別支援学校
- (3) 各種事業所
- (4) みどりの少年団他

(募金の活用)

第 8 条 次の施設等における緑化推進を図るための樹木等配布事業と緑化啓発に関する事業等を行う。

- (1) 地区（広場等）
- (2) 小・中学校、特別支援学校
- (3) 各種事業所
- (4) 公共施設（公園、児童遊園、街路等）